

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数 量 (k L)
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	53	41,105
	小 計 (A)	53	41,105
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	894	6,952
	航 路 標 識 等	0	0
	鉄道用車両または軌道用車両	3	357
	農 業 等	6,309	3,815
	林 業 等	11	374
	陶 磁 器 製 造 業	0	0
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	14	247
	生コンクリート製造業	0	0
	電 気 供 給 業	1	2,646
	地 熱 資 源 開 発 事 業	0	0
	鉍物の採掘事業	30	3,085
	とび・土木工事業	9	603
	鉍さいバラス製造業	0	0
	化 学 工 業	0	0
	石 油 製 品 製 造 業	0	0
	港 湾 運 送 業	6	548
	倉 庫 業	2	1
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	5	81
	木 材 加 工 業	17	679
	木 材 市 場 業	4	61
	た い 肥 製 造 業	1	18
索 道 事 業	6	201	
小 計 (B)	7,312	19,668	
アメリカ合衆国軍隊関係	(C)	1	1
外国公館等の暖房用ボイラー関係	(D)	0	0
合計 (A)+(B)+(C)+(D)		7,366	60,774

(注) 法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成30年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。